

石川県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	1,160,206	532,413,440	753,824	147,753,051	27.8	27.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

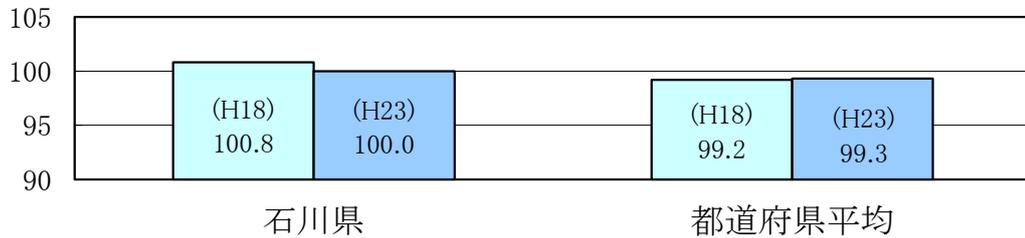
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成22年度	15,014	67,319,955	11,160,522	23,913,741	102,394,218	6,820	7,098

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- 知事等特別職や一般職の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。
- ・知事、副知事の給料月額を5%、また、教育長、常勤監査委員の給料月額を3%減額(平成15年1月～平成25年3月)
 - ・知事、副知事、教育長、常勤監査委員の期末手当支給額を10%減額(平成17年4月～平成25年3月)
 - ・一般職の管理職手当支給額を10%減額(平成17年4月～平成25年3月)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成23年4月1日現在)

100.0

(注) H23.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
平成23年度	367,640	368,631	▲991 (▲0.27%)	▲0.27	▲0.27	▲0.23

- (注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
平成23年度	3.96	3.95	0.01	0.00	3.95	3.95

- (注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
石川県	42.7 歳	330,523 円	412,498 円	364,965 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
都道府県平均	43.7 歳	339,183 円	425,668 円	380,235 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
石川県	50.2 歳	328 人	335,084 円	381,447 円	354,600 円	—	—	—	—
うち用務員	56.0 歳	12 人	368,385 円	379,689 円	376,418 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.81
うち自動車運転手	47.3 歳	106 人	325,573 円	384,688 円	349,901 円	自家用乗用自動車運転者	57.0 歳	280,000 円	1.37
うち守衛	52.9 歳	5 人	340,590 円	403,396 円	372,665 円	守衛	61.9 歳	174,700 円	2.31
うち電話交換手	55.9 歳	5 人	381,918 円	424,916 円	389,316 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.6 歳	8 人	330,074 円	342,036 円	339,098 円	調理士	44.6 歳	239,300 円	1.43
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
都道府県平均	49.8 歳	376 人	332,500 円	389,984 円	365,792 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
石川県	6,028,264 円	—	—
うち用務員	6,147,768 円	2,943,200 円	2.09
うち自動車運転手	6,053,956 円	3,938,200 円	1.54
うち守衛	6,436,352 円	2,457,100 円	2.62
うち電話交換手	6,836,792 円	—	—
うち学校給食員	5,512,632 円	3,324,400 円	1.66

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20年～22年の3年平均)

2 技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

○公務員・・・「平成23年地方公務員給与実態調査」のデータを使用(正規職員のみ)

○民 間・・・企業規模10人以上、常用労働者のうち一般労働者のデータを使用

※「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいいます。

①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

※「一般労働者」とは短時間労働者(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者)以外の労働者をいいます。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	46.1 歳	396,549 円	443,290 円
都道府県平均	44.8 歳	386,168 円	447,080 円

④ 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	45.4 歳	382,569 円	419,687 円
都道府県平均	43.9 歳	372,838 円	426,886 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
石川県	41.0 歳	330,296 円	445,074 円	359,452 円
国	41.2 歳	316,868 円	—	367,972 円
都道府県平均	39.4 歳	324,966 円	477,711 円	370,694 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	125,400 円	—
	中 学 卒	113,000 円	—
高等学校 教育職	大 学 卒	192,800 円	—
	高 校 卒	148,800 円	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	192,800 円	—
	高 校 卒	148,800 円	—
警 察 職	大 学 卒	187,500 円	187,500 円
	高 校 卒	158,100 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,321 円	305,966 円	363,621 円
	高校卒	212,700 円	273,557 円	308,200 円
技能労務職	高校卒	189,000 円	245,025 円	270,617 円
	中学卒	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円
高等学校教育職	大学卒	307,337 円	356,431 円	401,401 円
	高校卒	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円
小・中学校教育職	大学卒	302,109 円	353,678 円	392,935 円
	高校卒	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円	— (該当者なし) 円
警察職	大学卒	276,664 円	331,417 円	385,327 円
	高校卒	246,714 円	286,538 円	349,414 円

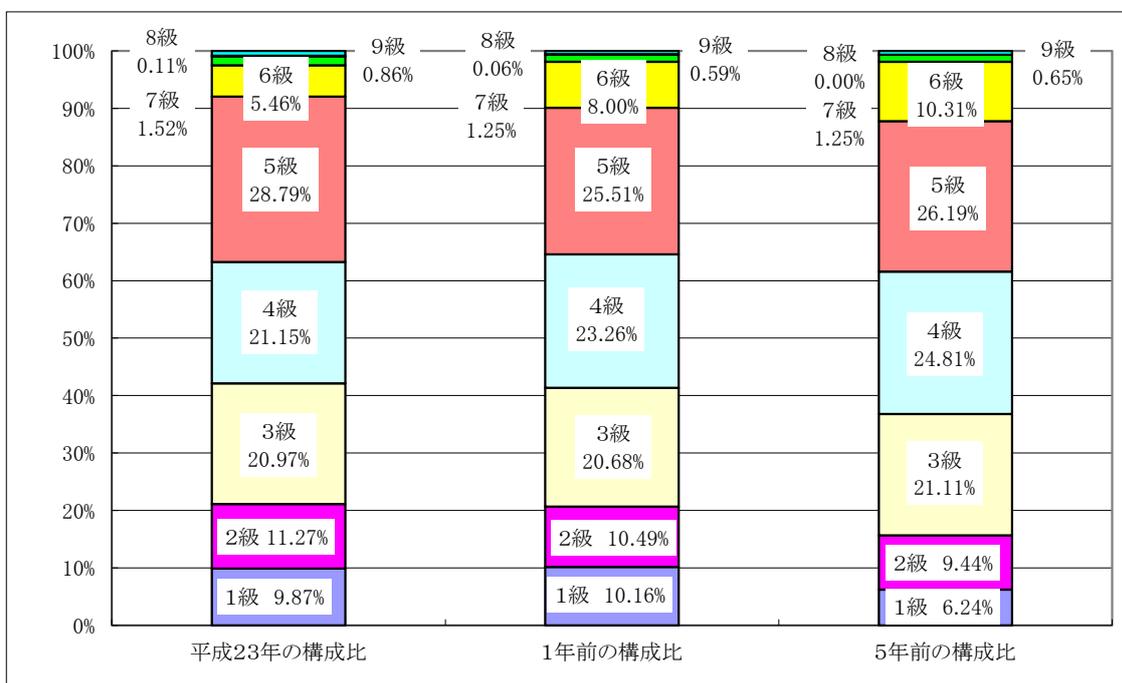
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁の部局長	30 人	0.86 %
8 級	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	4 人	0.11 %
7 級	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	53 人	1.52 %
6 級	本庁の課長	191 人	5.46 %
5 級	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	1,006 人	28.79 %
4 級	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	739 人	21.15 %
3 級	本庁の係長、主任主事・主任技師	733 人	20.97 %
2 級	主事・技師	394 人	11.27 %
1 級	主事・技師	345 人	9.87 %

(注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
上記1の評定結果を参考にし、下記の5段階の昇給区分を実施しています。
平成24年1月

昇給基準 区分	A	B	C	D	E
特定職員	8以上	6	3	2	0
〃(55歳以上)	4以上	3	2	1	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
〃(55歳以上)	4以上	3	2	1	0

5 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

石 川 県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,596 千円		—	
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 1 勤務成績の評定の実施状況
平成18年6月から管理職(課長級)を、同年12月からは管理職(特定幹部職員)についても対象とし、勤務実績を反映した成績率の決定を行っています。
- 2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
6月、12月の年2回評価を実施し、特定幹部職員については勤務成績の評定結果、課長級職員については勤務成績の評定結果及び内申に基づき、5段階の成績率を決定しています。
平成23年12月の勤勉手当において、一般行政職(知事部局)の特定幹部職員67名中、上位区分(96/100)に決定された者が22名(32.8%)、標準区分(86/100)に決定された者が45名(67.2%)、課長級職員348名中、上位区分(76/100~86/100)に決定された者が112名(32.2%)、標準区分(66/100)に決定された者が236名(67.8%)でした。
なお、管理職以外の職員については、成績率を67.5/100としています。
ただし、懲戒処分を受けた者は、停職(特定幹部職員 28.5/100、その他職員 32.5/100)、減給(特定幹部職員 46.5/100、その他職員 41.5/100)、戒告(特定幹部職員 65/100、その他 50/100)としています。

(2)退職手当(平成23年4月1日現在)

石 川 県		国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
1人当たり平均支給額	14,078 千円	26,768 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		1,131,483 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		139,586 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	24 人	18 %	18 %
大阪市	4 人	15 %	15 %
金沢市	7,813 人	3 %	3 %
内灘町	185 人	3 %	3 %
医師及び歯科医師	130 人	15 %	15 %
上記以外の市町	7,734 人	0 %	0 %
平均支給率		1.66 %	1.66 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		785,701 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		133,964 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		41.6 %	
手当の種類(手当数)		41	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	県税の賦課、徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	給料表の級により 月額 5,000円～20,000円
		その他職員(賦課徴収業務に従事する都度)	月額 750円
消防訓練業務当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務(実技訓練に限る)	月額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センター等の社会福祉主事、身体障害者福祉司等	社会福祉業務の現業	月額 9,800円 (随時補助する職員 月額300円)
	児童相談所等に勤務する児童福祉司及び保育士等	児童の一時保護業務	月額 9,800円 (医療職給料表(三)適用者 月額 4,900円) (随時補助する職員 月額300円)
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	月額 20,000円 (管理職手当受給者12,000円)
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業	月額 230円
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、県営病院等に勤務する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病患畜の病疫作業	月額 230円～300円
		狂犬病予防法等に規定する抑留・捕獲等の作業	月額 800円
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業	1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	HIV抗体検査の採血業務	月額 230円
老人病棟等看護業務手当	高松病院に勤務する職員	老人病棟又は重症心身障害者病棟において行う看護、生活指導等	月額 5,000円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務	月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)

放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	月額 給料の8/100 (管理職手当受給者は、5/100) (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務	日額 230円
診療業務手当	病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務	深夜の勤務時間により 1回 2,000円～6,800円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会又は護送の業務	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導	日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農業総合研究センター、畜産総合センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病虫害防除、滅菌又は調剤の作業等	日額 230円
職業訓練業務手当	産業技術専門校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	月額 給料の10/100 (管理職手当受給者は、4/100) (随時補助する職員 日額 230円)
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくは、その指導、漁業取締、又は海上警備等の作業	日額 300円
用地取得等交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で知事が定めるもの	日額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	土木部、農林水産部、消防保安課等に勤務する職員	地上又は水上5m以上の足場の不安定な箇所、40度以上の急傾斜で高低差10m以上の箇所等の特殊現場における調査、測量等の作業、トンネルの坑内でトンネル掘り作業に関する調査、測量、監督又は検査の作業、工事現場において爆発物を取り扱う作業、土砂の崩落、雪崩若しくは落石の危険が現存する箇所又は防護措置をしてもなおそのおそれのある箇所における測量、調査、監督又は検査の作業、交通を遮断することなく行う道路の測量、調査、監督、検査または維持補修作業、火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業、ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業又は堆積土砂等の調査作業等、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において行う除雪作業で、除雪車による除雪作業及び17:00～翌6:00における作業、暴風雪、大雪警報発令下での排雪等の作業、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある公共土木施設における巡回監視、応急作業等	日額 200円～1,080円
特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能労務職員	内水面増殖作業(水中において行う淡水魚の選別又は取揚げ、採卵等の作業)(10月1日～3月31日までの期間に限る。)	日額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域内の管理又は監督の業務	日額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状況等の調査等	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	日額 560円

犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業	犯罪現場に臨場しての作業 日額 560円 その他 日額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の捜査、交通取締り等の作業	日額 250円～1,260円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火災による災害が発生した場合における遭難者等の捜索救助等の作業	業務内容により 日額 640円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収容者の看守業務、被疑者等の護送作業	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作業	1体 1,600円又は3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会作業	1体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行う警ら等の業務	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う、識別、認定作業、搬送解体作業等	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質により被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼び出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	業務内容により 日額 820～1,640円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	3つ以上の学年編成の授業、指導 日額 350円 2つの学年編成の授業、指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		1時間 1,000円
乗船作業手当	練習船加能丸に乗船する学校職員	漁労作業又は用船作業	1航海 漁獲金額又は用船料×20/100

教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級、2級又は1級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	日額 6,400円又は6,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 3,400円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額 3,400円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が4時間の日に行うもの	日額 2,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員		日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	2,487,327 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	416 千円
支給実績(平成21年度決算)	2,490,155 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	419 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人 6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算 	同じ		1,572,776 千円	232,213 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○借家等居住者 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円)×1/2 +12,000円 (最高支給限度額 28,000円) ○自宅居住者 2,700円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ○借家等居住者 <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ・家賃が月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2 +11,000円 (最高支給限度額 27,000円) 	751,069 千円	110,063 円

通勤手当	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員</p> <p>ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 60,000円)</p> <p>・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給</p> <p>・運賃相当額が 60,000円超 60,000円</p> <p>イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給 単位期間の最初の月の給料 支給日に一括して支給 (支給単位期間)</p> <p>・定期券を使用することが最も 経済的かつ合理的な場合 : 定期券の最長通用期間(6箇 月限度)に相当する期間</p> <p>・回数乗車券等を使用すること が最も経済的かつ合理的な場 合 : 1箇月間</p> <p>○交通用具等を使用している 職員 距離に応じて支給 1箇月 2,200円~44,600円</p>	異なる	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員</p> <p>ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 55,000円)</p> <p>・運賃相当額が 55,000円以内 全額支給</p> <p>・運賃相当額が 55,000円超 55,000円</p> <p>○交通用具等を使用している 職員 距離に応じて支給 1箇月 2,000円~24,500円</p>	1,415,928 千円	109,035 円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給</p> <p>・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円~137,700円 再任用職員 16,800円~115,900円</p>	同じ		911,032 千円	650,737 円
初任給調整手当	<p>○医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給</p> <p>・支給額 勤務する地域、採用からの年数に応じて、 410,900円~16,900円</p>	同じ		53,425 千円	2,671,250 円
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <p>・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、 3級地 12%、4級地 16%、 5級地 20%、6級地 25%</p>	同じ		9,078 千円	378,250 円
へき地手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給</p> <p>・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 準ずる地域 4%、1級地 8%、 2級地 12%、3級地 16%、 4級地 20%、5級地 25%</p>			40,474 千円	367,945 円
休日勤務手当	<p>○休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員の勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給</p> <p>・割増率 135/100</p>	同じ		430,869 千円	365,763 円

夜間勤務手当	○深夜(午後10時～午前5時)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		162,558 千円	215,309 円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	同じ		346,391 千円	271,041 円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		28,088 千円	63,261 円
定時制通信教育手当	○高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額6～7% (管理職手当受給者は、5%)			43,004 千円	349,626 円
産業教育手当	○実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額6～7% (定時制通信教育手当受給者は、4%)			66,608 千円	326,510 円
農林漁業普及指導手当	○農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く)			21,971 千円	236,247 円
義務教育等教員特別手当	○小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて 月額 2,000～8,000円			807,315 千円	97,478 円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500Km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	異なる	(職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～1,500Km)に応じて月額6,000円～45,000円加算)	74,477 千円	307,756 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 4,000円～18,000円	同じ		20,948 千円	14,963 円

災害派遣手当	○災害応急対策又は災害復旧のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		0 千円	－ 円
武力攻撃災害等派遣手当	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に対して支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		0 千円	－ 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,235,000 円	(1,300,000 円)	
	副 知 事	969,000 円	(1,020,000 円)	
報酬	議 長	910,000 円		
	副 議 長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期末手当	知 事	(平成22年度支給割合)		2.95月分
	副 知 事	(平成22年度支給割合)		2.95月分
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	130万円×在職月数×50/100 102万円×在職月数×36/100	31,200,000 円 17,625,600 円	任期毎 任期毎

- (注)1 知事及び副知事の給料については、5%減額しており、()内は、減額前の金額です。
2 知事及び副知事の期末手当額は、上記支給割合により計算された額の10%を減額して支給しています。
3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

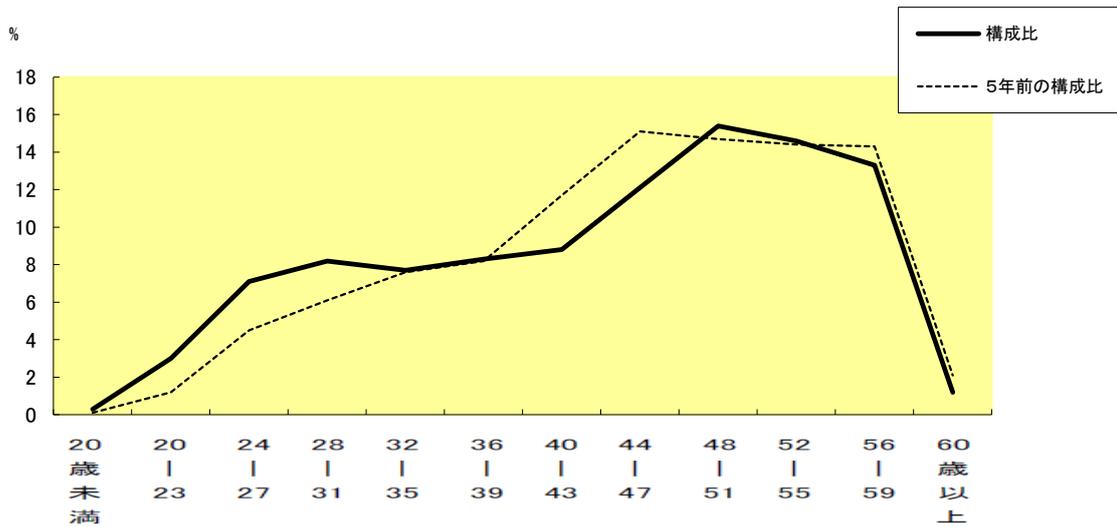
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総務・企画等	769	784	▲ 15	県立大学法人化準備室の廃止、国際生物多様性年閣連会議終了等
		保健・福祉	748	757	▲ 9	ねんりんピック推進室の廃止、児童生活指導センター調理業務の民間委託等
		商工・労働	282	289	▲ 7	能登産業技術専門校の庶務業務の七尾産業技術専門校への統合等
		農水・土木	1,561	1,614	▲ 53	北河内ダム建設事務所の廃止、公社等外郭団体からの職員引き揚げ等
		計	3,360	3,444	▲ 84	(参考:人口10万人当たり職員数 289.60人)
	教育部門	9,216	9,284	▲ 68	看護大学及び県立大学の地方独立行政法人化等	
	警察部門	2,287	2,287	0		
	小 計	14,863	15,015	▲ 152	(参考:人口10万人当たり職員数 1,281.07人)	
公 営 会 企 業 部 門	病院	1,011	968	43	看護体制の充実	
	その他	74	75	▲ 1	欠員不補充	
	小 計	1,085	1,043	42		
合 計		15,948 [17,276]	16,058 [17,758]	▲ 110 [▲482]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,374.58人)	

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	44人	483人	1,128人	1,300人	1,228人	1,327人	1,400人	1,922人	2,460人	2,334人	2,125人	197人	15,948人

(3)職員数の推移

(単位:人、%)

部門別	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,769	3,653	3,546	3,490	3,444	3,360	▲ 409 (▲ 10.9%)
教育		9,675	9,552	9,403	9,339	9,284	9,216	▲ 459 (▲ 4.7%)
警察		2,296	2,300	2,288	2,296	2,287	2,287	▲ 9 (▲ 0.4%)
普通会計		15,740	15,505	15,237	15,125	15,015	14,863	▲ 877 (▲ 5.6%)
公営企業等会計		1,023	1,010	1,024	1,041	1,043	1,085	62 (6.1%)
総合計		16,763	16,515	16,261	16,166	16,058	15,948	▲ 815 (▲ 4.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

8 公営企業職員の状況

水道用水供給事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	7,030,704	▲ 450,862	530,521	7.5	6.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
平成 22年度	70	287,581	49,803	100,180	437,564	6,251	7,251

(注)1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

水道用水供給事業の業務に従事する企業職員の給与等は、厳しい財政状況を考慮し、下記のとおり減額措置を実施しています。
・水道用水供給事業の業務に従事する企業職員の管理職手当支給額を10%減額（平成17年4月～平成25年3月）

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
石 川 県	48.9 歳	382,400 円	559,207 円
団 体 平 均	45.8 歳	387,790 円	603,860 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,431 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,485 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,603 千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	/
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	/

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 1人当たり平均支給額 21,814 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 1人当たり平均支給額 13,258 千円 26,996 千円	1人当たり平均支給額 (平成22年度) 22,973 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均支給額です。

なお、一般行政職については、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		4,266 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		133,324 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
金沢市	3 %	18 人	3 %
内灘町	3 %	0 人	3 %
上記以外の市町	0 %	39 人	0 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		2,145 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		57,962 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		52.9 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋梁、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	日額 200円～1,080円
用地取得交渉業務手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	1回 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	9,229 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	149 千円
支給実績(平成21年度決算)	8,587 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	209 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 1人 6,500円 <p>(配偶者がいない場合、そのうち1人については、11,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算 	同じ		10,398 千円	266,626 円
住居手当	<p>○借家等居住者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円)×1/2 +12,000円 (最高支給限度額 28,000円) <p>○自宅居住者 2,700円</p>	同じ		3,557 千円	84,685 円
通勤手当	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員</p> <p>ア 1箇月あたりの支給額 (最高支給限度額 60,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 60,000円超 60,000円 <p>イ 支給方法</p> <p>支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給(支給単位期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 : 定期券の最長通用期間(6箇月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 : 1箇月間 <p>○交通用具等を使用している職員</p> <p>距離に応じて支給</p> <p>1箇月 2,200円~44,600円</p>	同じ		7,780 千円	121,567 円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、25,000円~137,700円 再任用職員 16,800円~115,900円 	同じ		5,118 千円	639,715 円

初任給調整手当	○特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		0 千円	- 円
特地勤務手当	○生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、3級地 12%、4級地 16%、5級地 20%、6級地 25%	同じ		0 千円	- 円
夜間勤務手当	○深夜(午後10時～午前5時)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		2,807 千円	165,136 円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う機器等の監視、管理を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務時間に応じて 1回2,775円～5,550円	異なる	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,100円～30,000円	1,965 千円	103,442 円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		2,514 千円	76,194 円
単身赴任手当	○事業所を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 23,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離80～1,500Km)に応じて月額2,000円～45,000円加算)	同じ		0 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回あたり 4,000円～18,000円	同じ		23 千円	11,500 円